

入札の参加に伴う注意事項

- 1 本入札に係わる落札及び契約締結は、当該業務に係わる令和4年度大田区予算が成立することを停止条件とするものです。
- 2 大田区から当協会が指定管理者による指定を取り消された場合においては、契約期間満了前であっても当協会は本契約を解除できるとともに、受託者に生じた損害等について責任を負わないものとします。
- 3 この入札は最低制限価格を設定します。予定価格と最低制限価格の範囲内において最低価格で入札した方を落札者とします。
最低制限価格より低い価格の入札者は失格となります。また、再入札となった場合、以降の入札にも参加できません。
- 4 落札者があるときは、すべての者の氏名及び金額等を開札したその場でお知らせします。
- 5 最低制限価格より低い価格で入札した方以外のすべての方が入札予定価格を上回った場合は、再度入札を行います。再入札は2回まで行います。
- 6 初回の入札後、2回の再入札でも入札予定価格を上回った場合は、最低入札価格を提示した方と協議させていただきます。
- 7 初回の入札書は封筒に入れ、代表者又は代理人の印で封をして投函してください。なお、封筒の裏面に住所、氏名を記載してください。再入札用の入札書には、代表者又は代理人の印を押印しておいてください。
なお、代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- 8 入札金額は税抜きの金額を記入してください。
- 9 都合により競争入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出してください。
- 10 この入札において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した行為等が明らかになった場合は、この入札を中止し、又は延期とすることにします。
- 11 契約書類については、落札決定日の翌日以降に改めてご連絡します。
- 12 その他詳細については、別紙「競争入札参加者心得書」を参照してください。